

おまかせマルチパック (F) サービス利用規約【現改比較表】 2023年5月25日現在

～2023年5月31日

2023年6月1日～

第1章 第1条～第2条 (略)

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上

(https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 前項の変更は、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、第26条に定める方法により契約者へ通知します。変更の効力の発生は同条に定める通知が完了した時点とします。本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第1章 第1条～第2条 (略)

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上

(https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 前項の変更は、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、第26条に定める方法により契約者へ通知します。変更の効力の発生は同条に定める通知が完了した時点とします。本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更の効力が発生した後に、かかる変更の効力が発生したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

第1章 第5条～第4章 (略)

第5章 損害賠償等

(責任の制限)

第18条 当社は、本サービスを構成する各サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当該サービスに係る本規約別紙1に規定する各サービス利用規約（「マイポケット利用規約」、「マイセキュア利用規約」、「マイプレミアムサポート利用規約」又は「ユーザーサポートプラン利用規約」）において当社が契約者に生じた損害を賠償することとしている場合に限り、契約者の損害を賠償します。

2 前項の賠償は、料金表に定める本サービスの利用料金の年額相当を上限とします。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しないものとします。

第1章 第5条～第4章 (略)

第5章 損害賠償等

(責任の制限)

第18条 当社は、本サービスを構成する各サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当該サービスに係る本規約別紙1に規定する各サービス利用規約（「マイポケット利用規約」、「マイセキュア利用規約」、「マイプレミアムサポート利用規約」又は「ユーザーサポートプラン利用規約」）において当社が契約者に生じた損害を賠償することとしている場合に限り、契約者の損害を賠償します。

2 前項の賠償は、料金表に定める本サービスの利用料金の年額相当を上限とします。

3 当社が本サービスに係る契約に関連して、当社の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合には、前2項の規定は適用しないものとします。

～2023年5月31日	2023年6月1日～
<p>(免責)</p> <p>第19条 当社は前条第1項の場合を除き、契約者に係る損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</p> <p>2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず責任を負担しないものとします。</p> <p>3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。</p> <p>4 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p>	<p>(免責)</p> <p>第19条 契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</p> <p>2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの利用に必要な契約者の端末設備やネットワーク回線等の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分等、当社の責めに帰すべき事由がない場合、責任を負担しないものとします。</p> <p>3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。</p> <p>4 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されま</p>
第6章～別紙（略）	第6章～別紙（略）
	<p>附 則（令和5年5月24日 レバN第009600000488-01号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。</p>